

第一種電気工事士のみなさん！

忘れないでください！！

5年に一度の 定期講習



定期講習についてのご案内

第一種電気工事士の方は、電気工事士法の規定により、**5年以内**に指定講習機関が実施している**定期講習**を受けなくてはなりません。

指定講習機関では、第一種電気工事士の方に**受講案内書を送付するサービス**を行っています。

是非、ご利用ください。

受講案内送付サービスとは？

指定講習機関では、受講期限の5年を超えないように、また、自らが受講案内書を取り寄せなくても済むように、受講時期に合わせて第一種電気工事士の方に受講案内書を送付するサービスを行っています。なお、このサービスを受けるための手続については、都道府県によって異なります。免状を交付された都道府県によっては、交付されても自動的に受講案内が届かない場合があります。詳しくは、下記の指定講習機関までお問い合わせ願います。



転居をされたら

住所変更も忘れずに！！

手続きがお済みの方で住所を変更された方は、指定講習機関までお知らせください。(裏面参照)

nite

【電気工事士法に基づく経済産業大臣指定講習機関】

独立行政法人 **製品評価技術基盤機構**
製品安全センター 講習業務課

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

TEL:03-3481-1907 FAX:03-3481-8199

E-mail: kosyu@nite.go.jp



・ホームページでも「開催予定」「よくあるご質問」などの情報をご案内しています。

<http://www.tech.nite.go.jp/lect/>